

川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年4月23日 午前10時
- 3 閉 会 平成30年4月23日 午前11時35分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、地域教育支援課長福井康司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長内田修弘、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成29年度第12回定例会会議録を承認した。

なお、平成29年度第13回定例会会議録、第14回臨時会会議録、第15回定例会会議録及び第16回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第1号 川越市教育委員会部局定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

平成28年4月1日、改正「川越市職員定数条例」の施行に伴い、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数に変更が生じたことから、規定の整備等をしようとするものである。

改正の概要については、別表に定める教育委員会の職員及び教員の定数を改めようとするものであり、施行日を公布の日としようとするものである。

委 員

教職員数が増え、職員数が減っている理由について伺いたい。また、教職員数の増加により、教職員の負担軽減につながるのか確認したい。

教育総務課長

「川越市職員定数条例」の改正前の数字は平成17年度のものである。その当時

と比較すると、職員については、市立古谷東小学校廃止に伴い、用務員が減っている。また、市立川越高等学校においては、当時、実習助手を行う事務職員が配置されていたが、現在は置いていないため、減少しているものである。さらに、出張所が市民センターに変わり、市民センターに併設されている公民館の職員は、市長部局の定数に含まれているため、その分も減少している。

教員数については、市立川越高等学校の教員数であり、改正案の数字は再任用短時間勤務の職員を含めた実数となっている。平成17年度と比較すると1学級増えているため、教職員の大幅な負担軽減にはつながっていないという認識である。

委員

定数の見直しは定期的に行われるものか伺いたい。

教育総務課長

施設の改廃や職員の増減等により、同規則の定数が変動する場合や本市全体の「川越市職員定数条例」における教育委員会の定数が変動する場合などに規則改正を行うものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第2号 川越市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

平成30年4月1日付人事発令に伴い、教育センター配属の副参事が不在となったことから、規定の整備等をしようとするものである。

改正の概要については、同規則第5条第2項に規定の職及び職務にある、副参事の職を削除しようとするものであり、施行日を公布の日としようとするものである。

委員

副参事の在、不在に関わらず、規則の改正を行わずに、その職及び職務を規定しておくことはできないのか伺いたい。

教育総務課長

本市の現状としては、規則改正を行っているところである。しかしながら、組織として必要な職及び職務であるという考え方も可能であるため、職員課と意見交換を行い、検討したいと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第3号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第4号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第5議案第5号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第6議案第6号 川越市いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）について

副部長兼教育指導課長

平成29年3月の、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び同年7月「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受け、本市においても改定の準備を進めてきたところであり、平成30年2月10日から3月12日まで実施したパブリックコメント等を受け、改定案の内容を調整したものである。

同改定案については、平成30年1月29日に開催した教育委員会第13回定例会において示しているが、その後、パブリックコメント等を受けて本編に2点、追記した部分があるため、あらためて本改定案を示すものである。

委員

パブリックコメントに寄せられた意見数について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

3名から14件の意見が寄せられた。本改定案に反映させた意見は一部であるが、その後も貴重な意見であるため、今後の取組の中で参考としていく。

委員

川越市いじめの防止等のための基本的な方針は今後どのように活用していくのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学校においてはすでに学校ごとにいじめの防止等のための基本方針を定めているところである。本市の基本方針の改定を受けて、学校においても学校ごとの基本方針を改定するものである。すでに校長会において、本市基本方針の改定案の趣旨及び概要を示し、学校における基本方針の改定に向け準備を進めているところである。

学校における基本方針の改定作業については、8月中を目途に行い、9月からは新たな基本方針のもと、各学校における取組に反映し、進めることとしている。

併せて、関係機関との連携も重要であるため、本基本方針を庁内関係課及び児童相談所や警察などの庁外関係機関にも配布し、連携を図っていきたいと考えている。

委員

自治会や各地区の子どもサポート委員会など、地域との連携も重要と考えるが、どのような周知を予定しているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

地域の代表で組織する学校評議員会などにおいて、学校を通じて周知していく予定である。また、地域教育支援課及び地域づくり推進課を通して、市PTA連合会及び各自治会に対し本基本方針の内容を示し、理解が得られるよう努力していく。

併せて、市ホームページに掲載し、広く市民に周知を図っていく。

委員

一人ひとりの教員への周知について、具体的にどのように考えているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学校の初期対応においては、教員が一人ひとりの児童生徒の変化や不安に気付くことが最も重要であると考えている。本基本方針における、初期対応の部分をまず周知する。また、教育委員会としても各学校の状況を把握することが重要であるため、今年度から、教育指導課生徒指導担当が「生徒指導推進訪問」として全学校を訪問する取組を始める。各学校において、いじめを中心とした生徒指導について、学校の状況を把握し、状況に応じて指導、助言を行う。そうした取組において改めて、本基本方針を教員一人ひとりに周知していく。

委員

教育委員会としては、各学校の状況の把握と本基本方針の内容が周知徹底されているかどうかの確認が重要であると考えているため、今年度から実施する訪問の中で適切に実施してもらいたい。

本基本方針は広い意味でマニュアルであると考えている。良いマニュアルも訓練を行わないと、いざというときに対応が遅れる場合がある。訓練という視点で、何か取組を考えているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

すべての研修の中で、常にいじめの対応について振り返らせるような内容を盛り込み、教員の意識付けを行っていく。学校には、いじめ防止チェックリストがあるが、形骸化させないために、時期や状況に応じて内容を工夫し、意味のあるものにしていきたいと考える。

また、児童生徒向けのアンケートについても、ここ数年、大きな変更をせずに実施してきたが、今年度は児童生徒が少しでも本音に近い部分について答えられるような工夫を施したいと考えている。

委員

学校現場でいじめの訴えがあった場合、マニュアルに基づき誰がどう対応するのかを共有し訓練することが必要であると考えている。また、本基本方針は大人側のマニュアルである。児童生徒向けのものはないのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

児童生徒自身がいじめ問題について理解しようとする主体的な取組に対する支援については、本基本方針に盛り込まれている。マニュアルとまではいかないが、児童生徒が手にするものとして、本市いじめ・不登校対策検討委員会によるリーフレットがある。全児童生徒に配布しているもので、毎年度これを基に、ブロック別に話し合い、スローガンを掲げ、その視点を持って学校生活を送っていく。心がけとして大切なことは常に意識させるようにしたいと考えている。

委員

児童生徒の意識の問題は重要である。どのような行為がいじめにあたるのかを、児童生徒自身がしっかりと認識しているかどうか、学校に全てを任せるのではなく、教育委員会としてチェックする必要があると考える。

委員

小学校と中学校との連携について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

小学校と中学校との連携はこれまでも重視してきたところであり、教育課程も含めた学校の教育活動全般について実施している。特に、いじめ、不登校などの生徒指導に関しては、卒業期だけに限らず、通常から連携し、情報共有を図っている。教員についても、機会を捉えて学校を行き来し、状況の把握に努めている。

委員

いじめ、不登校は小学校から続いているケースが多いと聞いている。連携を密にし早期に対応できるような体制を整えてもらいたい。

教育長

教育委員会としては、本基本方針をどう徹底していくかということ在今后一層考えていかなければならない。まずは学校への周知であるが、特に初期対応の重要性について教員一人ひとりが認識し、対応を誤らないよう徹底することが最重要課題であると考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針について

参事兼学校管理課長

本方針は、今後の本市立小中学校のあり方に関する検討委員会において昨年度まで継続的に協議を行い、今後の学校のあり方を適正規模・適正配置から検討するためのものである。方針の策定については、学校教育法施行規則等の法令や文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考とした。文部科学省の手引きは、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い協力し、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の規模が確保されていることが望ましいとしている。すでに全国では児童生徒数の減少傾向が顕著となっている地区もあり、本市においても将来の児童生徒数の減少に備え、考え方を整理したものである。

小学校の適正規模については12学級から24学級、中学校については9学級から24学級としたものである。

適正配置については、通学距離、通学時間を基に、小学校の通学距離を概ね4キ

ロメートル以内、中学校については概ね6キロメートル以内とし、通学時間は概ね1時間以内であること、とまとめた。

今後、適正規模については、学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視、確認するとともに、検討方針に基づき、必要に応じて学校統廃合により、適正規模に近づけることを検討する。学校の適正な配置についてはおおむね基準を満たしているが、教育環境の現状等を踏まえ個別に検討していく。いずれにせよ、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事や施設の複合化、小中一貫教育の一層の推進など学校ごとに異なる課題があるため、個別の検討計画が必要となる。策定した方針を基に庁内関係課と連絡調整を図りながら検討していく。

委員

小学校の適正配置について、概ね4キロメートル以内で通学時間が1時間以内のことであるが、現実性のあるものか伺いたい。

参事兼学校管理課長

以前行った、通学距離調査によると小学校は4キロメートル以内におさまっており、中学校についても、6キロメートルを超えるところはなかった。

委員

学校統廃合の実施については、相当な課題があると考えます。統廃合に向けて、どのようなところで、どのような議論をしていくのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

児童生徒を第一に考え、進めていく必要がある。統廃合における諸課題を検討するにあたっては、教育委員会の関係課だけではなく、市長部局と連携を図りながら、全庁的な検討を行う必要がある。地域住民や保護者との意見交換も必要となってくる。本方針については、統廃合をすぐに進めるというのではなく、検討を進めるきっかけと捉えている。

委員

統廃合には様々な課題があるが、児童生徒にとって一番良い方向性であるよう、そのことを必ず念頭に置いて検討を進めてもらいたい。

教育長

例えば、小中一貫教育の推進にあたっては、小中一体型施設の建設も視野に入れた検討が必要になるなど、様々な個別課題がある。検討に際しては、児童生徒を第一に考え、適正な教育活動が行える環境を確保できるよう進めてもらいたい。

委員

最も通学距離のある学校はどこか、また遠距離を通う児童生徒たちの、子ども110番の家の利用状況について、参考に伺いたい。

参事兼学校管理課長

平成23年度に実施した調査の結果によると、南古谷小学校の萱沼地区が4.1

キロメートル、福原小学校の大野原地区が3.9キロメートルであった。中学校においては、川越第一中学校の伊佐沼新田地区が3.6キロメートル、東中学校の東本宿地区が3.5キロメートルとなっている。

子ども110番の家については、小学校においては通学路における110番の家の場所を確認するよう児童に呼びかけている。地域の育成会などからは、110番の家は児童に利用されていると聞いている。

委員

子ども110番の家については、こども未来部こども育成課が所管とのことであるが、コンビニエンスストアや会社など、児童の登下校の時間帯に必ず人がいるところに協力してもらうのが現実的であると考える。

委員

遠距離を通学する児童の安全のために、教育委員会としてはどのような働きかけをしているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

各学校において、登下校中の児童の安全を守るために、子ども110番の家の位置確認や通学路における注意箇所を記載した地図の作成などの活動を進めている。

1.1 協議事項

(1) 市内中学生傷害事件における求償権について

(非公開)

1.2 その他

- (1) 会議開会に先立ち、教育総務課長が理事者の紹介を行った。
- (2) 教育長の推薦を受け書記長の任命が行われ、教育総務課長若林昭彦が書記長に任命された。
- (3) 議事に先立ち教育長から、議案第3号、議案第4号及び議案第5号は人事に関する情報であり、協議事項(1)は意思決定過程における情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (4) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理人、長谷川委員が指名された。
- (5) 会議の公開部分について1名の傍聴があった。
- (6) 次回教育委員会は、平成30年5月14日(月)午後3時開催に決定した。